

1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の背景 社会環境が急速に変化するとともに、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発する中、県民一人ひとりが犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要。
- (2) 安全・安心まちづくりの取組 現行計画（平成24年4月～）の成果や課題、東日本大震災からの復興に伴う環境の変化を踏まえ、取組をより一層推進していくために、計画の見直しを行うもの。
- (3) 安全・安心まちづくりとは 行政、県民、事業者など多様な主体が参画し、連携、協働して、それぞれの役割を果たしながら、犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりに取り組んでいくもの。
- (4) 計画の位置づけ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第7条に基づき、安全・安心まちづくりに関する基本的方向等を定める計画。
- (5) 県民意見の反映 県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会からの答申を踏まえて、計画を策定。
- (6) 計画の期間 平成29年度から平成32年度までの4年間

2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状と課題

- イ 犯罪の現状**
- ① 刑法犯認知件数は、平成13年をピークに、年々、減少。
 - ② 刑法犯の被害者における子ども（20歳未満）の割合は、全国平均より高い。
 - ③ 刑法犯の被害者における女性の割合は、全国平均より高い。
 - ④ 女性に対するわいせつ事案が、全体の刑法犯認知件数の推移に比べ、必ずしも減少していない。
 - ⑤ ストーカーやDV、特殊詐欺の被害は、増加傾向。
- ロ 子どもを取り巻く現状**
- ① 非行少年の検挙・補導数が大幅に減少しているが、非行に手を染める少年は未だに相当数存在。
 - ② 子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数は増加傾向。
 - ③ スマートフォンの普及等により、子どもが有害な情報や危険な情報にアクセスすることが容易な状況。
 - ④ 核家族化、少子化など社会情勢が大きく変化する中で、児童虐待等の深刻な問題が発生。

(2) 地域社会の現状と課題

- ① 被災地では、復興の歩みを実感できる場面が徐々に増えてきているが、一方で、新たなまちにおけるコミュニティの弱体化とそれに伴う地域の防犯力の低下が懸念。
- ② 高齢化の進展に伴う一人暮らしの高齢者の増加等を背景として、特殊詐欺の被害が社会問題化。
- ③ 在留外国人が増加しているほか、外国人観光客の数も増加していくことが予想されるため、多様な文化的な背景を有する外国人が安心して過ごせる環境を整備していくことが必要。
- ④ 子どもを取り巻く環境が急速に変化する中で、県民一人ひとりが子どもを見守り、地域ぐるみで子どもを育んでいくことが必要。
- ⑤ 安全で安心に暮らせる犯罪のないみやぎを実現するには、住民が共に力を合わせて地域社会の課題解決に取り組んでいくことが必要。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

イ 支えあい

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

ロ 見守り

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

ハ 環境整備

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

(3) 方向性

- イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成
- ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応
- ハ 女性の安全対策の推進
- ニ 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進
- ホ 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応
- ヘ 学校、通学路等の安全対策の推進
- ト 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設等の普及
- チ 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり
- リ 被災地における安全・安心まちづくり体制の推進

(4) 推進体制の整備

- イ 県の体制整備
- ロ 県民・事業者・ボランティア団体・NPOなど多様な主体との連携
- ハ 市町村や国、他の都道府県との連携

4 推進項目と具体的推進方策

各方向性に沿って、今後取り組んでいくべき推進項目と具体的推進方策

	推進項目	具体的推進方策数
イ	犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
	(1) 県民等への情報等の提供による防犯意識の醸成	2
	(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備	3
	(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進	3
	(4) 行政、県民、事業者等が連携した県民運動の推進	3
ロ	犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応	
	(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進	7
	(6) 子どもに関する安全教育の推進	5
	(7) 子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進	2
	(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進	1
ハ	女性の安全対策の推進	
	(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進	4
ニ	高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進	
	(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策	3
ホ	多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応	
	(11) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止	2
	(12) インターネット・スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止	2
	(13) 危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止	2
ヘ	学校、通学路等の安全対策の推進	
	(14) 安全な学校・通学路づくり	2
ト	犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設等の普及	
	(15) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及	2
	(16) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及	2
	(17) 犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及	3
	(18) 防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進	2
チ	犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり	
	(19) 観光地・繁華街等の環境整備	2
	(20) 観光地における情報提供の充実	3
リ	被災地における安全・安心まちづくりの推進	
	(21) 被災地の安全対策の推進	3
	(22) 被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進	2
	(23) 被災地における子どもの安全・安心の確保	3